

# 保険料を

## 納められない場合

### 免除申請を……

国民年金に加入すべき方で、病気やケガのため家計が苦しく、保険料を納めることが困難な場合には、保険料が免除されます。

保険料を納めなかったり、免除を受けないままにしておきますと、将来の老齢年金はもちろん、万一の事故のとき障害年金や母子年金などが受けられなくなります。

免除申請を希望する方は住民課年金係に提出してください。この申請が認められますと、本年四月分～六十一年三月分までの保険料が免除されます。

また、生活扶助や障害年金、

障害福祉年金、母子福祉年金の受給者は保険料が法定免除されます。

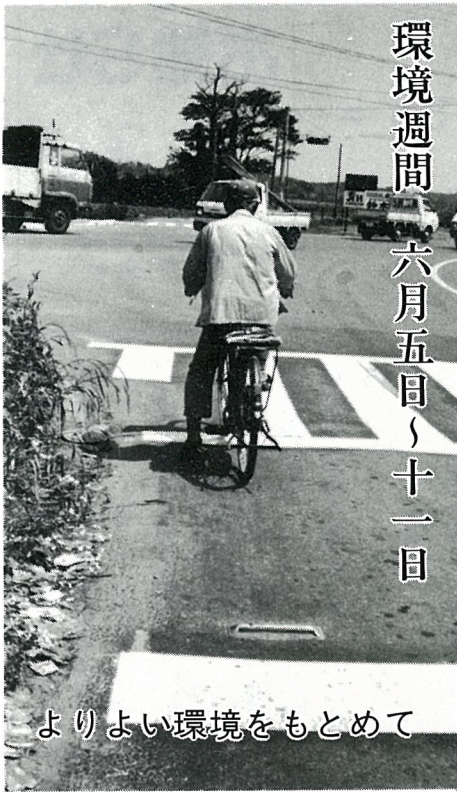
保険料の免除を受けた期間だけ、年金額は全納の人の三分の一になります。

なお、免除された期間は、その後生活にゆとりができたときに、十年前までさかのぼり、その当時の保険料で納めることができます。免除を受けた期間のある方は、この「追納」をご利用ください。

なお、詳しいことは年金係へお問い合わせください。

☎(4)1211

☎(内)33



環境週間 六月五日～十一日

よりよい環境をもとめて

## 月 割 表

週別 月別	第1週	第2週	第3週	第4週
6月	6日～11日	13日～18日	20日～25日	27日～ $\frac{7}{2}$ 日
7月	4日～9日	11日～16日	18日～23日	25日～30日
8月	1日～6日	8日～13日	15日～20日	22日～27日
9月	$\frac{8}{29}$ 日～ $\frac{9}{3}$ 日	5日～10日	12日～17日	19日～24日
10月	$\frac{9}{26}$ 日～ $\frac{10}{1}$ 日	3日～8日	11日～15日	17日～22日
11月	$\frac{10}{24}$ 日～ $\frac{10}{29}$ 日	$\frac{10}{31}$ 日～ $\frac{11}{5}$ 日	7日～12日	14日～19日
12月	$\frac{11}{21}$ 日～26日	$\frac{11}{28}$ 日～ $\frac{12}{3}$ 日	$\frac{12}{5}$ 日～10日	12日～17日
予備日	$\frac{12}{8}$ ～			

※ 日曜・祝日・振替休日は除く

## 忘れていませんか

し尿汲み取り予定を……

## 地 区 割 表

週 地区別	字
第1週 日吉・南条	日吉地区全域 芝崎を除く南条地区
第2週 東陽・南条	芝崎、橋場（ただし1・9・14番組を除く）
第3週 東陽・白浜	橋場1・9・14番組、桑郷、西高野、古屋、宮内、入、谷中、紫野篠原、原方、作間内、長塚、五ノ神
第4週 白浜	長塚、五ノ神を除く 白浜地区

◎ 問い合わせ  
東総衛生組合光分場  
TEL (4)0409 (内)547-01

## 生活こぼれ話⑦

### スピード違反

交通事故の現場検証で、  
警官 「スピード何キロ？」  
運転手 「三十キロです」  
警官 「そんなことないだろう」  
運転手 「間違いありませんよ」  
スピードメーター見て  
たためにぶつけちゃっ  
たんですから」

## 家庭の救急手当法

### 高熱が出たとき

- ① まず静かに寝かせる。38度以上  
のときは氷枕をさせ、氷の  
うかアイスノンで冷やす。冷  
やし過ぎに気をつけること。
- ② 体を暖かくして、汗をかいた  
ら下着類をまめに取り換えて  
やる。
- ③ 頭痛や腹痛、あるいはおう吐  
や下痢の症状が無いと調べる。
- ④ 高熱が続くときは必ず医師の  
診断をおおぐ。

### 注意

氷枕は肩に当てないこと。  
乳幼児や子供の場合は特に  
冷やし過ぎに注意する。